集落周辺里山林整備事業による保全管理協定書

様式第７号（第８関係）　＜土地所有者用＞

　三田市を甲とし、土地所有者を乙として、甲及び乙は、集落周辺里山林整備事業を実施した土地の保全管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の土地において森林環境譲与税を活用した集落周辺里山林整備事業（以下「事業」という。）を実施した土地の保全管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業地）

第２条　事業地は次のとおりとする。

　　１　所在地　　別記のとおり

　　２　面　積　　別記のとおり

（協定期間）

第３条　協定期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　甲、乙は、協定期間満了後も引き続き協定を締結しようとするときは、協定期間満了までに、甲、乙協議のうえ、改めて所要の手続きをとるものとする。

（事業地の管理）

第４条　乙は、その他関係者と相互の協力のもとに、事業地における整備の効果が維持されるよう、下刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等適切な管理に努めるものとする。

２　乙は甲に事業地の保全管理状況を年１回、保全管理実績報告書（様式第１号）により報告しなければならない。

　　３　乙は甲が維持管理状況の確認等のために事業地へ立入ることを認めるものとする。

（行為の制限）

第５条　乙は、この協定期間中は、事業地において土地の形質、用途の変更及び林木の皆伐による伐採行為を行わないものとする。

ただし、やむを得ない事由により土地の形質の変更及び林木の皆伐による伐採行為を行う場合は、あらかじめ甲と協議の上、承諾を得なければならない。

なお、災害時等緊急を要する場合は、行為完了後甲へ通知することとする。

（権利の譲渡）

第６条　乙は、第２の事業地の所有権（地上権を含む）の全部または一部で譲渡しようとする場合は、あらかじめ甲に協議することとする。

（協議の決定）

第７条　本協定に疑義があるとき、または定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

甲　三田市

　　　三田市三輪２丁目１番１号

　　　　三田市長　　森　　哲　男

乙　土地所有者

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　別記（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業地 | | | |
| 大字 | 字 | 地番 | 面積（㎡） |
| 三田市 |  |  |  |
| 三田市 |  |  |
| 三田市 |  |  |
| 三田市 |  |  |
| 三田市 |  |  |

　　※別紙参考箇所図を添付